

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

※補助制度のご利用・限度額については条件がありますので、必ず市町村・組合に確認をお願いします。

【補助制度概要】

- ①補助金・・・工事費用の一部を市町村が補助します。
- ②融資斡旋・利子補給・・・工事費用の借入を希望する方に対して、指定する金融機関への融資の斡旋、利子の補給を行います。
- ③貸付金・・・工事費用の貸し付けを希望する方に対して、市町村が貸し付けを行います。

（1/11）

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
1	水戸市	下水道計画課 029-350-8508 (直通)		○		○	○	・48万円	・供用開始3年以内
2	日立市	下水道課 0294-22-3111 (代表)	○			○		・1万4,200円 ・16万6,000円 (低所得者のみ)	・供用開始3年以内
			○				○	・7,100円 ・8万3,000円 (低所得者のみ)	
				○		○		・50万円 ・33万4,000円 (低所得者のみ)	
				○		○		・25万円 ・16万7,000円 (低所得者のみ)	
3	土浦市 ^{※1}	下水道課 029-826-1111 (代表)	○			○	○	・35万円 ^{※2}	
4	古河市	下水道課 0280-76-1511 (代表)	○			○	○	・3万円	・供用開始3年以内

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(2/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
5	石岡市 ※1	下水道課 0299-23-1111 (代表)	○			○	○	・ 35万円 ※2	
			○			○	○	・ 4万円	
			○			○	○	・ 10万円	・ 配管延長10mを 超える工事 (5,000円/m)
6	結城市	下水道課 0296-34-1612 (直通)	○			○	○	・ 5万円 ・ 3万円 ・ 2万円	・ 供用開始1年以内 ・ " 2年以内 ・ " 3年以内
7	龍ヶ崎市 ※1	下水道課 0297-64-1111 (代表)	○			○	○	・ 41万円 ※2 ・ 35万円	・ 供用開始3年以内 ・ " 4年以降
8	下妻市	上下水道課 0296-44-5311 (直通)	○			○	○	・ 5万円 ・ 2万円	・ 供用開始3年以内 ・ " 4年以降
			○			○	○	・ 10万円	・ 配管延長20mを 超える工事 (5,000円/m)
				○		○	○	・ 50万円	

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(3/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
9	常総市	下水道課 0297-23-2111 (代表)	○			○	○	・1万3,000円	・供用開始3年以内
				○		○	○	・100万円	
10	常陸太田市	下水道課 0294-72-3111 (代表)	○			○	○	・2万円 ・1万円	・供用開始1年以内 ・ " 3年以内
11	北茨城市	下水道課 0293-43-1111 (代表)	-	-	-	-	-	-	-
12	笠間市 ※1	下水道課 0296-77-1101 (代表)	○			○	○	・4万円	・供用開始3年以内 ・ 潤沼流域内
				○		○	○	・60万円	・供用開始3年以内
13	牛久市	下水道課 029-873-2111 (代表)	-	-	-	-	-	-	-

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(4/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
14	つくば市 ※1	上下水道業務課 029-883-1111 (代表)	○			○	○	・ 35万円 ※2	
				○		○	○	・ 50万円	・ 供用開始3年以内
15	ひたちなか市	下水道課 029-273-0111 (代表)	-	-	-	-	-	-	-
16	鹿嶋市 ※1	下水道課 0299-82-2911 (代表)	○			○	○	・ 35万円	・ 霞ヶ浦流域内
			○			○	○	・ 5万円 ※2	・ 供用開始3年以内 ・ 霞ヶ浦流域外
			○			○	○	・ 40万円	・ 低地汚水ポンプ施設 設置工事
			○				○	・ 10万円	・ 浄化槽転用雨水貯留 施設改造工事
17	潮来市 ※1	上下水道課 0299-63-1111 (代表)	○			○	○	・ 38万円 ・ 35万円	・ 供用開始3年以内 ・ " 4年以降

※2

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(5/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
18	守谷市	上下水道課 0297-48-1842 (直通)	○			○	○	・ 上限なし (生活扶助世帯のみ)	・ 供用開始3年以内
19	常陸大宮市	施設管理課 0295-52-1111 (代表)	-	-	-	-	-	-	-
20	那珂市	下水道課 029-298-1111 (代表)	-	-	-	-	-	-	-
21	筑西市 ※1	下水道課 0296-22-0503 (直通)	○			○	○	・ 35万円 ※2	・ 霞ヶ浦流域内
			○			○	○	・ 3万円	・ 霞ヶ浦流域外
				○		○	○	・ 60万円	・ 供用開始1年以内
22	坂東市	下水道課 0297-21-2198 (直通)		○		○	○	・ 75万円	・ 供用開始3年以内
23	稲敷市 ※1	下水道課 029-892-2000 (代表)	○			○	○	・ 38万円 ※2 ・ 36万円 ・ 34万5,000円 ・ 33万円	・ 供用開始1年以内 ・ " 2年以内 ・ " 3年以内 ・ " 4年以降

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(6/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
24	かすみがうら市 ※1	上下水道課 029-897-1111 (代表)	○			○	○	・35万円 ※2	
				○		○	○	・100万円	・供用開始3年以内
25	桜川市 ※1	下水道課 0296-55-1111 (代表)	○			○	○	・35万円 ※2	
26	神栖市 ※1	下水道課 0299-90-1158 (直通)	○			○	○	・35万円 ※2	
				○		○	○	・30万円	・供用開始3年以内
27	行方市 ※1	下水道課 0299-55-0111 (代表)	○			○	○	・40万円 ※2	
28	銚田市 ※1	下水道課 0291-32-8381 (直通)	○			○	○	・35万円 ※2	
29	つくばみらい市	上下水道課 0297-58-2111 (代表)		○		○	○	・50万円	・供用開始3年以内

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(7/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
30	小美玉市 ※1	下水道課 0299-48-1111 (代表)	○			○	○	・ 35万円 ※2 ・ 33万円	・ 供用開始1年以内 ・ " 2年以降
				○		○	○	・ 60万円	・ 供用開始3年以内
31	茨城町 ※1	下水道課 029-292-1111 (代表)	○			○	○	・ 4万円	・ 供用開始3年以内
				○		○	○	・ 50万円	
32	大洗町 ※1	上下水道課 029-267-5111 (代表)	○			○	○	・ 6万円 ・ 4万円 ・ 2万円	・ 供用開始1年以内 ・ " 2年以内 ・ " 3年以内
			○			○	○	・ 500万円（事業所） ・ 30万円（住宅）	・ 低地汚水ポンプ施設 設置工事
33	城里町	下水道課 029-288-7377 (直通)	○			○	○	・ 上限なし (生活扶助世帯のみ)	・ 供用開始3年以内

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(8/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考	
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽			
34	東海村	下水道課 029-282-1711 (代表)	○			○		・3万円 ・1万5,000円 ・1万円	・供用開始1年以内 ・" 2年以内 ・" 3年以内	
			○				○	・1万5,000円 ・7,500円 ・5,000円	・供用開始1年以内 ・" 2年以内 ・" 3年以内	
				○			○		・40万円	・供用開始3年以内
				○			○		・25万円	
	○				○		・9万円	・浄化槽を雨水貯留槽へ 再利用する場合		
35	美浦村 ^{※1}	上下水道課 029-885-8899 (直通)	○			○		・38万円 ^{※2}		
			○				○		・35万円 ^{※2}	
36	阿見町 ^{※1}	上下水道課 029-889-5151 (直通)	○			○	○	・35万円 ^{※2}		
				○		○	○		・50万円	

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(9/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
37	※1 河内町	上下水道課 0297-84-2361 (直通)	○			○	○	・ 36万円 ^{※2}	
					○	○	○	・ 50万円	
38	八千代町	上下水道課 0296-48-2037 (直通)	○			○	○	・ 1万3,000円	・ 供用開始3年以内
				○		○	○	・ 50万円	
39	五霞町	上下水道課 0280-84-3346 (直通)		○		○		・ 30万円	・ 供用開始3年以内
				○			○	・ 15万円	
40	境町	上下水道課 0280-81-1328 (直通)		○		○	○	・ 75万円	
41	※1 利根町	生活環境課 0297-68-2211 (代表)		○		○	○	・ 60万円	
			○			○	○	・ 4万円	
			○			○	○	・ 35万円 ^{※2}	

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(10/11)

No.	市町村名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
42	日立・高萩広域 下水道組合 (日立市の一部・ 高萩市)	工務課 0294-39-5596 (直通)	○			○		・1万4,200円 ・16万6,000円 (低所得者のみ)	・供用開始3年以内
			○				○	・7,100円 ・8万3,000円 (低所得者のみ)	
				○		○		・50万円	・供用開始3年以内
				○			○	・25万円	
43	取手地方広域 下水道組合 (取手市・つくば みらい市の一部)	排水窓口課 0297-74-4170 (直通)	○			○	○	・上限なし (生活扶助世帯のみ)	・供用開始3年以内
			○			○	○	・70万円	・供用開始3年以内 ・低地汚水ポンプ施設 設置工事
				○		○	○	・30万円	・供用開始3年以内
44	ひたちなか・ 東海広域事務 組合 (ひたちなか市の 一部・東海村の一 部)	施設課 029-212-6910 (直通)	-	-	-	-	-	-	-

下水道の接続工事における補助制度一覧（令和6年4月時点）

(1 1 / 1 1)

No.	県名	担当課 問合せ先	補助制度種別			既存の処理方式		限度額	備考
			① 補助金	② 融資斡旋 利子補給	③ 貸付金	汲み取り 便槽	浄化槽		
1	茨城県	環境対策課 029-301-2956 (直通)		○		○	○	・ 200万円	・ 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域内

- ※1 森林湖沼環境税を活用し、霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域にお住まいの方を対象に、県が接続工事費の一部を補助している市町村です。
 ※2 この限度額には、世帯の年齢及び所得の要件があります。